

「平成24年税制（長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例及び土地・住宅に係る不動産取得税の特例の延長）」

（所得税・法人税）

- ・国内にある土地等、建物又は構築物で、所有期間が10年を超えるものを譲渡し、国内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置に買換えた場合の買換特例について、買換資産のうち土地等の範囲を、事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が300㎡以上のものに限定した上で、適用期限を3年延長。

（不動産取得税）

- ・土地及び住宅の取得に係る不動産取得税の税率を、100分の4から100分の3に軽減する特例の適用期限を3年延長。